

特用林産の振興（継続）
＜強い林業・木材産業づくり交付金＞

【平成19年度概算決定額 6,432,848（6,990,037）千円の内数】

対策のポイント

きのこ、竹、山菜、木炭など特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備に対して支援を行い、地域の特性に応じた生産・供給体制を確立します。

（特用林産物を巡る現状）

- ・特用林産物の主要品目であるきのこ類について、生産量が増加するとともに、食料自給率が向上しています。
主要10品目の生産量 375千t（H12）→417千t（H17）
きのこ類の食料自給率 76%（H11）→78%（H16）
- ・竹材等の生産の減少により、管理の行き届いた竹林が減少しています。
管理竹林面積（竹材） 56.9千ha（H12）→51.6千ha（H17）

政策目標

きのこ類の食料自給率を向上させます
〈78%（H16）→82%（H27）〉

＜内容＞

1. 山村地域特用林産物活用体制整備

- ・原木しいたけ生産回復対策
輸出向け乾しいたけなど原木しいたけ生産の回復増強を図るための人工ほだ場、散水施設等生産、加工及び集出荷施設等を整備します。
- ・品質管理体制強化対策
競争力強化のためのコスト対策に加え、商品力を高める品質管理を徹底するための集出荷施設、品質管理施設等を整備します。
- ・きのこ生産産地化形成対策
新しいきのこの導入、生産履歴情報の公表等消費者ニーズや販売戦略に臨機に対応可能な生産体制を確立するための菌床培養・発生施設、予・保冷施設、包装施設等生産、加工及び集出荷施設を整備します。
- ・地域資源最高度活用活性化対策
伝統的な食材や健康、天然志向等消費者や農業生産者の多様な関心に対応した山菜や木炭、木酢液等の生産・販売体制を再生・活性化するための発生環境、あく抜き等生産、加工及び集出荷施設等を整備します。

2. 竹材利用促進緊急対策

竹の新たな用途に供する資材に必要な繊維化、高温炭化等を行う加工施設等を整備します。

＜交付率＞

定額（1/2、1/3）

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、農業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等の出資する法人等

＜事業実施期間＞

平成17年度～21年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]